

一般財団法人 新潟ろうきん福祉財団
2018年度高等学校奨学生募集要項

2018年4月

1. 制度概要

(1) 募集目的

当財団は、経済的な事情により就学困難な生徒に学資を給付することで、教育の発展と県民福祉の向上につとめることを目的として、高等学校奨学金給付事業を行います。

(2) 応募資格

新潟県民の子弟にして、新潟県内の高等学校（中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部含む）に今年度進学した生徒で、経済的な事情で就学困難と認められる人。

なお、本事業と同種同様の民間団体（県市町村以外）が募集する給付型奨学金制度に採用され、奨学金の併給を受ける場合は対象となりませんのでご注意ください。（返還を伴う貸与型奨学金との併給は可能です。）

また、既に兄弟姉妹が本奨学金制度で給付を受けている方は対象外となりますのでご注意ください（給付が完了している兄弟姉妹の場合は対象となります。）

(3) 募集人数

30名

(4) 奨学金の給付

- ① 給付月額・・・10,000円とします。（3年間の給付総額は360,000円）
- ② 給付期間・・・2018年4月から2021年3月までの3年間とします。
- ③ 給付方法・・・年2回（毎年6月25日・12月25日（ろうきん休業日の場合は翌営業日））奨学生名義の新潟県労働金庫普通預金口座への振込とします。尚、奨学金及び奨学金受取口座の管理は保護者をお願いします。

2. 応募手続き

(1) 応募書類

- ① **高等学校奨学生願書**（当財団の定める書式）※当財団HPからダウンロードできます。
 - ・保護者（親権者または後见人）欄は保護者が記入してください。
 - ・応募学生の写真（3ヶ月以内撮影、無帽、半身、スナップ写真不可）を貼ってください。
※写真サイズの指定はありません。
- ② **高等学校奨学生推薦書**（当財団の定める書式）※当財団HPからダウンロードできます。
 - ・在学校で記入のうえ封印したものを送付してください。
- ③ **所得証明書【保護者分（平成29（2017）年分）】**
 - ・給与収入のある方は勤務先発行の平成29（2017）年源泉徴収票（写）または市町村発行の所得証明書のいずれかをご提出ください。
 - ・給与収入以外の方は市町村発行の所得証明書をご提出ください。
※所得証明書について平成29（2017）年分未発行の場合は、平成28（2016）年分。
- ④ その他財団が提出を求めるもの
 - ・応募書類提出後、必要に応じて個別にご案内いたします。

(2) 応募方法

① 応募受付期間

- ・2018年4月13日（金）から2018年5月15日（火）17時必着。

② 書類送付方法

- ・在学する高等学校等から下記に郵送してください（高等学校等を経由した申込み）。
なお、応募書類は返却いたしません。

【送付先】 〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4階
(一財)新潟ろうきん福祉財団 奨学金担当 下條

※ご提出いただきました個人情報書類については当財団にて厳重に管理し、高校奨学金給付事業以外の目的には使用いたしません。

3. 採用決定

(1) 奨学生の決定

- ① 応募書類に基づき当財団で選考を行い奨学生の採用を決定します。
- ② 選考結果については、2018年6月上旬に奨学生の保護者に通知します。（在籍する高等学校等へは通知いたしません。）

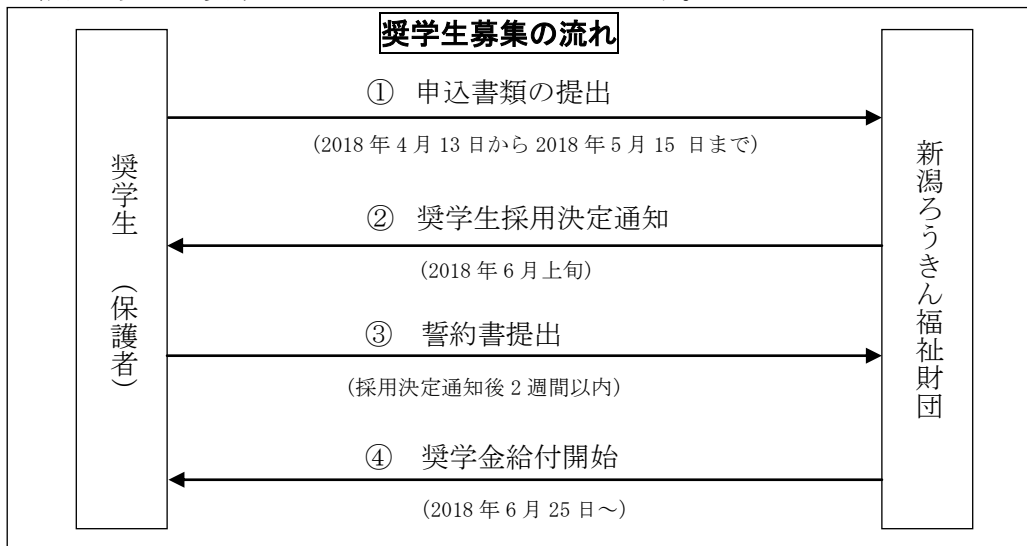
(2) 採用決定後の提出書類

- ① 採用決定通知書を受理した日から2週間以内に奨学生と保護者が連署した「誓約書」を提出していただきます。

4. その他

(1) 在学期間中の留意事項

- ① 奨学金給付期間中は、各年度当初に前年度成績証明書（特別支援学校に在学している学生で成績証明書が発行できない場合は進級後の「在学証明書」）を添えて「奨学金継続願」を提出していただきます。
- ② 長期欠席・休学・退学・停学などの状態になったときは奨学金給付を停止することがあります。
- ③ 虚偽の申請、その他不正な手段をもって奨学金の給付を受けた場合は、奨学金給付を停止し、既に給付を受けた奨学金の返還を求めることがあります。



【お問合せ先】 一般財団法人 新潟ろうきん福祉財団（奨学金担当：下條）
〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4階
電話：025-288-5273 FAX：025-288-5274
e-mail：info@zaidan-hukushi.or.jp URL：http://www.zaidan-hukushi.or.jp/